

研究費不正使用防止計画

平成21年4月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえ公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり研究費不正防止計画を策定する。

I. 不正発生の要因の把握

1. 目的

本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められており、その責務に応えるため、不正使用を発生させない環境を醸成する。

研究費の大部分は国民から徴収される税金が原資となっており、その用途については国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められている。

さらに、一人の不正行為が、研究グループ、または大学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持たせるとともに万が一不正が発生した場合には、大学は毅然とした厳しい処分で臨むことを周知・徹底する。

また、日頃より研究者と事務職員が互いに信頼する関係を維持し不正を未然に防ぐため不断の努力を行う。

2. 具体的防止計画

- ①教職員に研究費の使用に関する意識調査を行う。
- ②不正防止計画の進捗状況を見直す。

II. 研究者及び事務職員への使用ルールの徹底

1. 目的

本学における研究費執行ルールの明確化を図り、「金沢医科大学科学研究費補助金取扱要領（学内ルール）」を随時見直し、研究者及び事務職員に対して明瞭な形態で周知する。また、事務職員はもとより研究者一人一人の適正な研究費執行に関する意識づけを行う。

学内規程、各種業務マニュアル等様々な方法により周知しているが、研究者及び事務職員においては有効活用できていない面がある。そのため、研究費執行を担当する事務職員のみならず、研究者一人一人においても研究遂行の責任者として必要な研究費執行ルールを理解し、事故が発生しないよう留意する必要がある。

2. 具体的防止計画

- ①科研費取扱い説明会及び具体的な研究費の執行・管理方法の研修会。
- ②相談事例集の作成。
- ③金沢医科大学科学研究費補助金取扱要領の改訂。
- ④新任教職員への研究費管理説明会。
- ⑤関連諸規程の整備。

III. 科研費経理管理システムの再構築

1. 目的

研究費の予算執行残高を適時に把握できる仕組みを構築することを目指す。

研究費に係る納付前執行、繰越、不要額返還等の制度について、教職員へ周知徹底するとともに、研究費の効果的・効率的な執行を目指す。

研究費を適切且つ効果的に執行するためには、予算執行残高を適時把握することが必要不可欠であるが、現状では、研究者自らが適時に予算執行残高を把握することは困難な状況にある。

より効果的・効率的に研究費を執行するためには、必要な者が、必要な時に、執行残高を把握出来る仕組みを構築することが重要である。

併せて、現在、制度的に認められている納付前執行制度、繰越制度、不要額返還制度等について、研究者及び事務員に対する周知徹底に努め、不要不急な予算の執行を防止することも有効である。

2. 具体的防止計画

- ①Webによる新経理システムの構築。
- ②新システムの使い勝手を検証。
- ③新システムの稼働

IV. 納品検収体制における実効性の維持

1. 目的

本学において整備した納品検収体制について、その実効性を失うことのないよう不断の検証を行う。

本学において、物品等の納品検収は、原則として、担当事務課が行うこととしていたが、運用上、担当事務課以外の者が納品検収を行っていたことから、これまでの検収体制の改善策として、専任の検収職員を配置し、納品される物品全てについて、原則として、担当事務課が検収を行うこととする。

納品事実の確認の不備が、不正発生要因となることから、検収職員の配置が十分に機能しているか、その実効性について継続的に検証を行い、不正防止を図る。

2. 具体的防止計画

- ①専任の検収職員の配置。
- ②納品検収のルールを取引業者に周知徹底する。
- ③新規業者に対して発注・検収の説明資料を配付。

V. 短時間雇用、謝金ルールの明確化と運用の適正化

1. 目的

短時間雇用、謝金ルールの明確化により、各部局等における運用の適正化を図るとともに、短時間雇用者の従事態を適切に把握することにより、カラ雇用や従事事実の改ざん等による不正な経費支出に対する牽制体制を構築する。

本学においては、短時間雇用と謝金によるアルバイト等に関する統一的な取り扱いが明確ではなく、経費支出の対象となる業務実施主体である教室等の判断により運用している。

このような状況下では、カラ雇用や従事事実の改ざん等、不正な経費支出が懸念されるため、短時間雇用、謝金に関するルールの明確化を進め、その周知、徹底を行う。

2. 具体的防止計画

- ①雇用者の雇用管理業務について明文化を検討する。
- ②勤務時間の確認方法を再検討し、マニュアルを整備する。
- ③実態に応じた体制をルール化する。
- ④立替金制度の検討。

VII. 全学的モニタリング体制の整備

1. 目的

不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制の構築を目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

監査室は、これまでの監査方法の継続的な改善に努めるとともに、監査職員の資質の向上を図ることによってモニタリング体制の強化を進める。

また、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、研究活動コンプライアンス委員会が、全学的視点から研究費不正使用防止計画の運用状況のモニタリングを行うことにより、不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制の構築・強化を目指す。

2. 具体的防止計画

- ①実効性ある監査の実施。
- ②監査内容及び対応結果の公表を検討。